

市立中学校生徒の自死事案に係る調査結果について

昨年、本市立中学校1年男子生徒が自死行為を行い、その後、死亡するという大変痛ましい事案が起き、その原因として、学校におけるいじめが考えられたことから、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に規定するいじめの重大事態として、第三者調査委員会である「仙台市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）による事実関係等の調査を行ってきたところである。

本年6月23日に専門委員会より調査結果の答申が提出され、それを受けて教育委員会として再発防止策をまとめたうえで、8月18日、法に基づき、市長に報告書を提出した。

※当該生徒の保護者の要望により、当該生徒及び関係生徒の特定化につながるおそれがある事項については、一部非公表の取扱いとしている。

1. 事案の概要及び経過

- (1) 昨年、当該生徒が自死を図ったところを発見され、病院で懸命な治療を受けていたが、残念ながら数日後に死亡した。
- (2) 当該生徒については、自死の数ヵ月前から、見下す言葉でのからかい、友人たちが隠れ一人にされるといった仲間外れ、消しゴムのカスをぶつけられたり、後ろから机で椅子を押されることなど、いじめを受けているという保護者からの相談が何度もあった。担任も当該生徒が泣いているところを見かけていたことから、学校では臨時会議を開き、情報を共有しながら、担任が関係生徒に説諭したほか、謝罪の会で学年の教員が指導を行うとともに、集会を開き広く生徒にいじめの注意喚起を行ってきた。
しかし、事案発生後の調査によって、対応方針を保護者と協議せず、この件以外にも生徒間トラブルもあったことから、対応後も指導が功を奏しているかの検証及び注意深く経過を見守るということをしなかったこと、また、これらのいじめについては、学校から教育委員会への事故報告はされておらず、関係生徒の保護者への連絡を怠っていたことなど、学校の対応に問題があったことがわかった。
- (3) 5月から当該生徒が登校をしぶり、1週間も学校を休み不登校気味となった場面もあり、電話連絡を行うなどしてはいたが、当該生徒に寄り添う十分な対応ができていなかった。
- (4) 当該学校においては、定期的に学校生活に関するアンケートを実施しており、当該生徒から提出されたものには、「持ち物にいたずらをされたことがある」、「みんなで一人をからかっていた」、「他人のことでなく自分の事なので気をつけたい」などの記載があったが、学校として特に対応はしなかった。その後に実施した際には当該生徒は提出していなかったが、学校では特段の注意を払わず、そのまま見過ごすなど問題があった。

- (5) 当該生徒の保護者からの話によれば、事案の前日・当日には、当該生徒は「部活をやめたい。転校したい。」「他学級の先生は大声で怒るが、自分の担任は優しく言うのでなかなか直らない。」「学校へ行っても何も変わらない。」などと保護者に話していたとのことである。
- (6) 事案発生後、当該生徒の保護者からの話を伺い、教育委員会及び学校として、事案を防げなかったことについて謝罪した。保護者からは、関係生徒の聴き取り調査の実施及び学校の対応状況の説明の要請があり、教育委員会及び学校が調査を行い、その結果を説明してきた。この調査により、集会が開催されたことに関し当該生徒が関係生徒から「チクった」と言われたことや「変態」とのからかいと受けていたことが担任止まりとなっていたこと、更には当該生徒が不快に感じる合成画像が作られていたことや寝ぐせのからかいなどもあったことが、新たにわかった。
- (7) 事案を公表することで当該生徒の保護者と協議してきたが、非公表としてほしいとの希望があった。教育委員会として、当面非公表とはするものの、法に規定するいじめの重大事態として、条例により設置の専門委員会による調査が必要であることを説明し、平成26年11月25日に専門委員会に対して諮問を行った。
- (8) 専門委員会は14回にわたる会議の他、学校職員、関係生徒への聴き取り等を実施し、平成27年6月23日に教育委員会に対し、答申を提出したところである。
- (9) 教育委員会として、当該生徒の保護者に答申内容を説明し、改めて、学校の対応について謝罪した。また、公表が必要との市長からの意見も伝え、公表についてのご理解を求めた結果、本人・家族や関係生徒が特定化されることのないように十分配慮することを条件として、公表の了解をいただいた。

なお、本答申に関し、当該生徒の保護者より、答申書について十分理解できたので改めての調査は必要ない旨、所見書が提出され、報告書と併せて市長に提出したところである。

2. 専門委員会からの答申の主な概要

平成27年6月23日に教育委員会に対し、提出された答申の主な概要は次のとおりである。

(1) 自死の原因と背景、いじめとの関連性の分析

学校事故記録に掲載されているトラブルを中心に、継続性のあるからかい等の行為があり、累積性が見られる。ただし、他の生徒間にも同様のからかい等の行為があり、当該生徒だけを意図的に対象とするといった、過度の集中性は認められない。それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。

(2) 学校の対応の問題点

- ・当該生徒と友人との問題について、事前に対応方針を保護者と協議・説明せず、対応後も、注意深く経過を見守るといった措置をとらなかった。また、学年としての協働に欠けた。
- ・指導を受けた友人及び保護者らと情報を共有し事態を確認する体制が作られていなかった。
- ・当該生徒が感じていた、からかい等の累積による苦痛等の心情を汲み取れていなかった。
- ・管理職等による、事案対応についてのダブルチェックは行われなかった。
- ・スクールカウンセラー、養護教諭等を活用した多面的な教育相談を日常的に行っていなかった。

(3) 再発防止に向けた提言

学校及び教育委員会は自死を防げなかったことを深く受け止め、全市をあげて、考えうる再発防止策について、真摯に、かつ継続的に実施する必要がある。具体的には、各学校は「見て分かるいじめ防止マニュアル」に基づき、学校教育計画を見直すこと、など12項目である。

3. 再発防止策について

このたびの専門委員会からの答申を重く受け止め、二度とこうした事案が起きることのないように、教育委員会及び学校が一丸となって、再発防止策に取り組むこととした。

この取組みの徹底にあたっては、特に、学校に対し緊急に以下の3点を実施することなどを本日付で全校長あてに通知するとともに、明日開催の市立学校合同校長会において、教育長より全校長に対し指示を行う。

- 解決済としたいじめ事案について、学校いじめ防止等対策委員会において、その後の状況を丁寧確認し、児童生徒に対する必要なケアや指導を行う。
- いじめに関する学校の相談窓口や他の相談機関について、学校だより等により、児童生徒や保護者への広報を改めて行う。
- 本事案を踏まえ、学校いじめ防止基本方針や学校いじめ防止等対策委員会などの校内組織についての確認を行うとともに、いじめ防止や危機管理に関する教職員の対応力向上を図るため、校内研修会を全校で速やかに実施する。

【再発防止策の全体概要】

(1) いじめを生まない環境づくり、未然防止の推進

『児童生徒一人ひとりの意識を高め、いじめの未然防止の徹底を図るため、いじめ防止「きずな」キャンペーンとして、従来の11月に加えて、年度初めの5月も実施することとし、内容の詳細を各学校で創意工夫のうえ、全校で取り組むこととする。』など、6項目を実施する。

(2) いじめの早期発見・迅速な対応の徹底

『全市一斉の「仙台市いじめ実態把握調査」などの他、各学校の実情に応じた調査の実施とその分析・教職員の情報共有により、いじめの早期発見と的確な対応の推進を図る。』など、8項目を実施する。

(3) 組織的な取組み体制、関係者による連携や環境づくりの充実

『市教育委員会作成「いじめ防止マニュアル」「学級担任のための生徒指導ハンドブック」などをもとに、各学校において、生徒指導計画、安全保健計画、学校いじめ防止等対策委員会による実施計画などの学校教育計画に、いじめ対策を具体的かつ明確に位置づけ取り組むよう徹底する。』など、9項目を実施する。